

岩手県告示第885号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年12月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 上閉伊郡大槌町小槌第20地割字雲南82の64から82の66まで
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため